

3 月 1 0 日 ( 第 1 号 )

# 令和5年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和5年3月10日（第1号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開会の宣告	……………	3
開議の宣告	……………	3
会議録署名議員の指名	……………	3
所信表明	……………	3
（議案提案説明）		
第2号議案	豊能町個人情報保護条例全部改正の件……………	6
第3号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件……………	7
第4号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件……………	8
第5号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件……………	8
第6号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件……………	9
第7号議案	令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件……………	10
第8号議案	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件……………	12
第9号議案	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件……………	12
第10号議案	令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件……………	13
第11号議案	令和5年度豊能町一般会計予算の件……………	14
第12号議案	令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件……………	16

第13号議案	令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定予算の件……………	17
第14号議案	令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算 の件……………	18
第15号議案	令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予 算の件……………	19
第16号議案	令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件……	20
(総括質疑)	……………	22
第2号議案	豊能町個人情報保護条例全部改正の件	
第3号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に關す る基準を定める条例改正の件	
第4号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に關する基準を定める条例改正の件	
第5号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運 営に關する基準を定める条例改正の件	
第6号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件	
第7号議案	令和4年度豊能町一般会計補正予算(第10回) の件	
第8号議案	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘 定補正予算(第3回)の件	
第9号議案	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定補正予算(第2回)の件	
第10号議案	令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補 正予算(第3回)の件	
第11号議案	令和5年度豊能町一般会計予算の件	
第12号議案	令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘 定予算の件	
第13号議案	令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定予算の件	

- 第14号議案 令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算  
の件
- 第15号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予  
算の件
- 第16号議案 令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

散 会 の 宣 告 ..... 23

## 令和5年豊能町議会3月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和5年3月10日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子	12番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	小森 進
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	入江 太志		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

## 議事日程

令和5年3月10日（金）午後1時開議

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2  | 町長の所信表明   |
| 日程第 3  | 第2号議案 豊能町個人情報保護条例全部改正の件   |
| 日程第 4  | 第3号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件                          |
| 日程第 5  | 第4号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件                       |
| 日程第 6  | 第5号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 7  | 第6号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件   |
| 日程第 8  | 第7号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件                                    |
| 日程第 9  | 第8号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件                           |
| 日程第 10 | 第9号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件                        |
| 日程第 11 | 第10号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件                            |
| 日程第 12 | 第11号議案 令和5年度豊能町一般会計予算の件   |
| 日程第 13 | 第12号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件                                 |
| 日程第 14 | 第13号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件                              |
| 日程第 15 | 第14号議案 令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件                                    |
| 日程第 16 | 第15号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件                                   |
| 日程第 17 | 第16号議案 令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件                                      |

開会 午後1時00分

○議長（管野英美子君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

それでは、定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

皆様、こんにちは。

ようやく寒さも緩み、豊能町でも梅の開花が聞かれる季節になってまいりました。本日、令和5年3月定例会議に当たりまして、議員の皆様方にはお忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

私ごとでございますが、このたびの町長選挙におきまして、多くの町民の皆様からの温かい御支援、御支持を賜り、豊能町長に初当選させていただきました。この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

また、後ほど議長のお許しをいただきまして、私の所信の一端を述べさせていただきますが、山積する課題等について一つ一つ丁寧に、そしてしっかりと、改善や解決に向け取組を進めさせていただき、地に足の着いた持続可能な行財政運営を進めてまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましては御理解、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

本日は、議案といたしまして15件の議案を提出させていただいております。慎重に御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、3月定例会議の会議期間は、本日3月10日から27日までの18日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番・寺脇直子議員及び7番・永谷幸弘議員を指名いたします。

日程第2「所信表明」を行います。町長より所信表明がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

本日ここに、令和5年豊能町議会3月定例会議が開催されるにあたり、お許しをいただきましたので、私が町政を推進するにあたっての基本的な考え方や所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、私事でございますが、令和5年2月14日に告示されました豊能町長選挙におきまして、無投票による当選をいただき、栄えある第13代、8人目の豊能町長として町政運営を担うことになりました。3月3日に初登庁し、豊能町のリーダーとして舵取りを行うという重大な仕事を担うということに大きな喜びを感じるとともに、私たちの子や孫、その先の将来を担う世代にまで、持続可能な豊能町を築き上げていかな

なければならないという重大な責務に対し、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いでございます。今後は、住民との対話を重視し、議会と行政が一体となり、問題を先送りしない「責任ある政治」を目指し、町政運営に邁進してまいりたいと考えています。

私は、豊能町に生まれ、幼年期、青年期を豊能町で過ごした後、昭和58年に豊能町に奉職し、令和3年に退職するまでの38年間、豊能町の職員として様々な部署に配属となり、様々な職務を経験して参りました。

その中でも、医療、介護、福祉など、福祉施策を司る職務での経験が私の考えに大きな影響を与えました。福祉現場での経験などを踏まえ、かつてのイギリスのスローガンである「ゆりかごから墓場まで」という社会保障制度の充実を形容する言葉どおり、豊能町住民の皆さまには、一生涯安心して暮らしていける、そんなまちづくりを行っていききたいという思いを強くしてきました。

また、豊能町職員としての長い実務経験の中で、現在の豊能町が置かれている厳しい状況についても十分理解しております。

豊能町は、昭和40年代からベッドタウンとしてニュータウン開発が進み、ときわ台、光風台、東ときわ台、希望ヶ丘、新光風台と各地区への入居が進むにつれて、平成7年には2万6,000人を超える人口まで急激に増加しました。しかし、その後、少子高齢化と若年層の都市部への流出を主な要因として人口が減少し、今後も、その傾向は続くと思われています。そのようなことから、令和2年国勢調査の結果により、本町は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定による過疎地域の要件を満たすこととなり、令和4年4月1日付けで過疎地域として公示されたところです。

また、財政面においては、町域の約7割が山林で占められており、残りの大部分はニュータウンの住宅地となっていることから、大規模な商工業地、集客施設などがないため、町税収入の9割以上は個人の住民税と固定資産税が占めています。高齢化による退職と人口減少に伴い、現在の税収は、ピーク時である平成9年度の約半分にまで落ち込んでいる状況です。収入が減少傾向であるのに対し、東西に分かれた地理的構造に伴う職員配置や、人口急増期に整備した公共施設の維持管理費用などにより、支出額に占める経常的経費の割合が高い水準にあります。今後、世界的に影響を及ぼしている物価の上昇や高齢化の進行により、医療、介護などの社会保障に係る費用の増加が見込まれるなど、義務的に支出を要する経費は増加傾向にあるところです。

このような状況で、持続可能な財政運営を行うためには、公共施設の再編や既存事業の見直しなど、行財政運営の効率化を図る方策は避けて通れないものと考えています。このように、豊能町の現状はかなり厳しいものであることは事実ではありますが、一方で、明るい未来に向けての兆しが豊能町に生まれつつあります。箕面グリーンロードや新名神高速道路の開通により、国道423号や477号の交通量が増加し、コンビニエンスストアや個性的な事業所が出店したり、沿道の地域では賑わいが出始めています。この兆しを大切に、より発展させていくことにより、町の活性化、人口増、収入増につなげていくことができると考えています。

私は、「希望あふれる豊能の未来を切り拓く」ため、だれ一人取り残すことなく、豊能町にお住まいの方、全員が安心して住み続けることができ、生まれてから一生、豊能町に住み続けたい、と思えるようなま

ちづくりを目指してまいりたいと考えています。

こうした思いを実現するためには、住民の皆さま、議会の皆さま、そして私たち行政の職員全員が一丸となり、豊能町に希望あふれる未来を目指していく決意でございます。議員の皆さま、住民の皆さまにおかれましては、より一層のご理解、ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、私がこれから進めてまいります豊能町のまちづくりに向けた基本的な考え方を述べさせていただきます。

1. 民間事業所などとの連携により医療・介護・福祉・見守りの体制を強化し、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりを進めます。

2. 長年の懸案事項でありますダイオキシン類を含む廃棄物最終処分につきましては、住民の皆さまと十分に対話を重ねた上、解決に向けて全力で取り組んで参ります。

3. 持続可能な財政運営を行うため、財政健全化に向けて全力で取り組むとともに、公民連携やスマートシティなどにより行政改革を進め、業務の効率化を図ります。

4. 義務教育学校の整備と公共施設の再編・集約によるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、公有財産を有効に活用し町の活性化につなげていきます。

5. 近年、高齢者の孤独死・孤立死が社会問題となっています。高齢化が進む豊能町では、これから特に深刻な問題であると考えています。誰一人独りぼっちにさせない、しない孤独・孤立対策の取り組みを促進します。

6. 箕面グリーンロードの開通や新名神高速道路の開通を機に、豊能町においても活性化の兆しが見え始めています。この機を逃さず事業所の企業誘致などを積極的に

進め、雇用創出と町の活性化を図ります。

7. 主に住宅地と山林により構成される豊能町において、農業は基幹産業であり、農業の活性化は町全体の活性化につながると考えています。農業生産力と販売力の向上を図るとともに、就農者を育成し、農産物の販路拡充に努めます。

8. 豊能町における公共交通の利用者は年々減少傾向にあります。しかし、高齢化が進む中、自家用車による移動ができなくなる方が増加するにつれ、公共交通の重要性はこれからますます高まっています。能勢電鉄・阪急バスなど公共交通機関の利便性の向上に努めて参ります。

9. 子どもたちは、次の世代を担う地域の宝です。町の子ども一人ひとりの成長を社会全体で応援する環境を整備するため、保育環境を充実し、子育てしやすいまちづくりを進めます。

10. 教育力の向上と郷土愛の醸成を目指すため、地域との連携を深めるとともに、放課後を活用した教室を開設し、学力の定着・向上を図ります。

私の所信の一端として以上10項目を申し述べました。

私は、議会、国、大阪府、近隣市町との連携を強化し、豊能町が一つになって、持続可能な行政運営を実現するため、38年間に及ぶ長年の行政経験を活かし、職員と協力しながら、一丸となって、課題を先送りすることなく責任ある行政を行うことをこの場をもって改めて申し上げます。

私たちがこれから歩んで参ります道は、何もしなくても明るい未来が待つ平坦な道ではありません。しかし、議員の皆さまをはじめ、住民の皆さまとの対話を重ね、住民・議会・行政が一体となった行政運営を行うことにより、豊能町の未来が希望の光にあふれるものになると確信をしております。

す。

住民の皆さま、議員の皆さまにおかれましては、私の意図するところをお汲み取りいただき、胸を張って次の世代にバトンタッチできる持続可能なまちづくりのため、さらなるご理解、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、所信表明といたします。

令和5年3月10日

豊能町長、上浦登

○議長（管野英美子君）

日程第3「第2号議案 豊能町個人情報保護条例全部改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

第2号議案、豊能町個人情報保護条例全部改正の件。

第2号議案、豊能町個人情報保護条例全部改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページから12ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

まず改正の理由ですが、これまで個人情報保護制度につきましては各地方公共団体において条例を設け、運用してまいりましたが、地方公共団体で運用が異なる個人情報保護制度の不均衡、不整合を是正し、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護と利活用の両立を図るための個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法において全国的な共通ルールを規定し、その所管を国の個人情報保護委員会に一元化することとされたところです。本町におきましても、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、豊能町個人情報保護条例の全部を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

初めに題名の改正ですが、法の施行に必要な事項を定める条例となることから、題名を、豊能町個人情報保護に関する法律施行条例とするものでございます。

次に、第3条関係、個人情報ファイルの保有等に関する届け出ですが、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、町長に届け出なければならないこととします。

次に、第5条、第9条、第13条関係、開示決定などの期限ですが、法におきましては開示決定等の期限を30日以内としていますが、請求者にとって不利益な変更とならないよう、現行条例と同じ15日以内として規定しております。これは、訂正決定、利用停止決定につきましても同様の規定としております。

次に、8条関係、開示請求に係る手数料等ですが、現行条例と同様に、開示手数料につきましては無料とし、写しの交付や郵送代などの費用については負担を求めます。

次に、第15条から第17条関係、是正の申出ですが、個人情報の取扱いが法及び条例の規定に違反して不適切であると認めるときは実施機関に対して是正の申出をすることができるとし、現行条例の苦情の申出と同内容を規定するものでございます。

次に、第18条関係、個人情報保護審査会ですが、審査請求に対する決定についての諮問に応じ、調査、審議する個人情報保護審査会をこれまでと同様に設置するものでございます。

次に、第19条関係、個人情報保護審議会ですが、条例の改正などを行う場合において意見を聞くことが特に必要なときの諮問に応じ、調査、審議する個人情報保護審議

会をこれまでと同様に設置するものでございます。ただし改正法によりこれまでのように目的外利用、提供を行う場合に審議会に諮問することはできなくなっております。

次に、第20条関係、運用状況の公表ですが、開示決定などの個人情報保護制度の運用状況についてはこれまでと同内容の規定を設けるものでございます。

次に、第22条関係、罰則ですが、審査会及び審議会の委員について現行条例と同内容の罰則規定を設けるものでございます。

最後に、附則としまして、この条例の施行期日は、改正法の施行日が令和5年4月1日であることから同日とするものでございます。なお、経過措置といたしまして改正前の旧条例に係る違反行為の罰則については従前の例によるものとします。また、現行条例を引用する豊能町情報公開条例、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び豊能町暴力団排除条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第4「第3号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

それでは、第3号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

本条例は、当初、平成26年度に国が定め

た基準に基づき制定をしておりますが、現在、本条例に該当する事業者は町内にはございません。

それでは、議案書の13ページから15ページ、概要説明書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、概要説明書にて主な改正内容について御説明申し上げます。

最初に、第8条の次に第8条の2及び第8条の3の条項を追加しております。第8条の2では、利用乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員研修及び訓練等の安全に関する事項について、安全計画を策定することが義務付けられましたので、所要の規定を設けるものでございます。次に、第8条の3では、施設外活動等で自動車を運行するときは、点呼等による子どもの所在確認及び車内の子どもの見落としを防止するブザー等の装置の使用が義務付けられましたので所要の規定を設けるのでございます。

次に、11条の改正でございますが、家庭的保育事業所等は他の社会福祉施設等を併設している場合、家庭的保育事業所等の設備や職員を他の社会福祉施設等の備品や職員に兼ねることができましたが、これまで保育施設や乳幼児の特有の設備や保育に直接従事する職員は兼ねることはできませんでした。今回の改正によりまして必要な保育士や保育室の面積が確保されるなど保育に支障がない場合に限り、他の社会福祉施設等の設備や職員に兼ねることができるよう改正するものでございます。

次に、14条でございますが、児童福祉法第47条第3項の懲戒についての規定が削除

されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止について定めていた規定を削除するものでございます。

第15条の改正では、感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的に実施するよう努めることを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

なお、第8条の3で自動車運行時における車内の子ども見落としを防止するブザー等の装置の使用が困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間は装置を備えないことができるとの経過措置が設けられております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第5「第4号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

それでは、第4号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

なお、この条例に該当する事業は、豊能町留守家庭児童育成室でございます。

それでは、議案書の16ページから18ページ及び概要説明書、新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、

概要説明書にて御説明申し上げます。

まず最初に、第7条の次に第7条の2及び第7条の3の条項を追加しております。第7条の2では、利用者の安全確保を図るため設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練など安全に関する条項について、安全計画を策定することが義務付けられましたので所要の規定を設けるものでございます。

第7条の3では、施設外活動等で自動車を運行するときは点呼等による子どもの所在確認が義務付けられましたので、所要の規定を設けるものでございます。

次に、第13条の次に第13条の2を加え、感染症や地震等の非常災害が発生しても事業を中断させないために、業務継続計画を策定するよう努めることなどの規定を設けるものでございます。

第14条の改正では、職員に対し感染症、食中毒の予防、まん延防止等のための研修や訓練を定期的に実施するよう努めることを規定しているものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

なお、第7条の2で安全計画の策定等の義務について、施行から令和6年3月31日までの間は努力義務とするものの経過措置が設けられております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第6「第5号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

それでは、第5号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

本条例は、当初、平成26年度に国が定めた基準に基づき制定しておりますが、現在、本条例に該当する特定子ども・子育て支援施設で施設型給付費を本町から受けている事業所は町内にはございません。

それでは、議案書の19ページから20ページ及び概要説明書、新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして概要を説明書にて御説明申し上げます。

今回の改正は、第26条を削除するものでございます。児童福祉法第47条の3の第3項の懲戒の規定につきまして削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止について定めていた規定を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第7「第6号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

それでは、第6号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由

の説明をいたします。

本件につきましては、健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、出産育児一時金の支給額の引上げ、保険料賦課限度額の引上げ及び低所得者の保険料軽減に係る所得判定基準の変更でございます。

それでは、Side Books内の議案書22ページ及び23ページと概要及び新旧対照表を併せて御覧くださいませ。

まず、出産一時金でございますが、妊産婦の経済的負担軽減のため、現行では40万8,000円のところ、今回は48万8,000円に引上げを行います。

次に、保険料の賦課限度額につきましては、基礎額限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の19万円から20万円に引上げを行います。また、保険料均等割額及び平等割額の減額に係る所得判定基準につきましては、5割減額の基準については被保険者の数に乘ずる金額を、現行の28万5,000円から29万円に、2割減額の基準につきましては、同じく被保険者に乘ずる金額を現行の52万円から53万5,000円に変更を行います。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行は令和5年4月1日からといたします。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る豊能町国民健康保険条例第4条に規定による出産育児一時金の額につきましてはなお従前の例によるものとし、この条例による改正後の豊能町国民健康保険条例の規定は令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料につきましてはなお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第8「第7号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）」の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

それでは、第7号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

S i d e B o o k s内の3月定例会議フォルダの第7号議案、一般会計補正予算書ファイルを御参照願います。補正予算書の3ページを御覧ください。

令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億1,920万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億2,956万7,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

8ページを御覧ください。

第2条といたしまして継続費補正（変更）でございます。「第2表 継続費補正（変更）」に記載のとおり、令和4年度から5年度への継続費事業であります橋梁長寿命化等事業について、事業費が確定したことにより総額及び年割額を減額するものでございます。

9ページを御覧ください。

第3条といたしまして繰越明許費の補正でございます。「第3表 繰越明許費補正」

に記載のとおり、医療機関等物価高騰対策支援事業、牧地区ほ場整備事業、通学路等交通安全整備事業の3事業につきましては、この補正予算に計上している事業でございますが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越するものでございます。

10ページを御覧ください。

次に、第4条といたしまして債務負担行為（変更）の補正でございます。「第4表 債務負担行為補正（変更）」に記載の各事業につきまして、いずれも事業費が確定したため減額するものでございます。

11ページを御覧ください。

次に、第5条といたしまして地方債の補正でございます。「第5表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、追加と変更がございます。まず地方債の追加でございますが、上水道補助事業債につきましては、令和4年度当初予算に計上しております上水道補助事業につきまして、地方債を新たに発行するものでございます。11、通学路等交通安全整備事業債につきましては、国の補正予算により事業費が追加された通学路等交通安全整備事業に係る地方債を新たに発行するものでございます。

次に、地方債の変更でございますが、1、農地中間管理機構関連農地整備事業債につきましては、令和5年度実施予定の事業を国の補正予算により実施することとなった増額分と、事業費確定に伴う減額分の差額を補正するものでございます。

2、町道等維持補修事業債から15、公園施設災害復旧事業債につきましては、事業費が確定したことにより減額するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。20ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の確定に伴う財源振替を行います。それら不用額と財源振替の説明は省略いたしますので御了承願います。

まず款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の1. 人件費事業でございますが、早期退職者2名分の退職手当を補正するものでございます。

23ページを御覧ください。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目3・老人医療助成費、1. 老人医療費助成事業でございますが、事業費確定による府への償還金を補正するものでございます。

24ページを御覧ください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費、5. 医療機関等物価高騰対策支援事業でございますが、物価高騰などにより影響を受けている事業者に対し、支援を行うための費用を補正するものでございます。

26ページを御覧ください。

款6・農林水産業費、項1・農業費、目4・農地費の5. ほ場整備事業でございますが、牧地区ほ場整備事業につきまして、令和5年度実施予定の事業を国の補正予算により実施することとなった増額分と、事業費確定に伴う減額分の差額を補正するものでございます。

29ページを御覧ください。

款8・土木費、項2・道路橋梁費、目4・交通安全施設整備費の1. 通学路等交通安全整備事業でございますが、国の補正予算に伴い、交通安全施設の整備に係る工事費を補正するものでございます。

款9・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費の2. 消防広域化事業でございますが、箕面市への消防事務委託負担金に係る費用を補正するものでございます。

30ページを御覧ください。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費、11. 子ども・子育て支援事業でございますが、令和3年度子ども・子育て支援交付金の額確定に伴い、償還金を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

15ページを御覧ください。

款12・地方交付税、項1・地方交付税、目1・地方交付税、節1・地方交付税の1. 普通交付税でございますが、実績確定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

16ページを御覧ください。

款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、目3・衛生費国庫補助金、節4・保健衛生総務費国庫補助金の1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました医療機関等物価高騰対策支援事業に係る国庫補助金でございます。

目5・土木費国庫補助金、節3・交通安全施設整備費国庫補助金の1. 社会資本整備総合交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました通学路等交通安全整備事業に係る国庫補助金でございます。

目6・教育費国庫補助金、節1・事務局費国庫補助金の10. 児童虐待防止対策等支援事業費国庫補助金でございますが、予算措置済みの人件費に係る国庫補助金でございます。

18ページを御覧ください。

款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として1億578万9,000円を減額するものでございます。

19ページを御覧ください。

款22・諸収入、項3・雑入、目3・雑入の60. 豊能郡環境施設組合返納金ござい

ますが、事業費精算に伴う豊能郡環境施設組合からの返納金でございます。

款23・町債でございますが、11ページの「第5表 地方債補正」で申し上げたとおりでございます。

以上、簡単ではございますが補正予算に係る説明とさせていただきます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第9「第8号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

それでは、第8号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件につきまして説明させていただきます。

今回の補正につきましては、国保診療所事業運営に係る特別交付金の増額に伴うものでございます。

それでは、Side Books内の補正予算書の3ページをお開き願います。

令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ51万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,027万8,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。

8ページを御覧くださいませ。

款8・諸支出金、項2・繰出金、目1・直営診療所施設勘定繰出金の51万7,000円は、国民健康保険診療所の事業運営に係る特別交付金が当初の予算を上回ったことによるものでございます。これは一旦、国民健康保険特別会計で特別交付金を受け取り、診

療所施設勘定へ繰出を行うため、この繰出金を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。7ページを御覧ください。

款5・府支出金、項1・府補助金、目2・保険給付費等交付金の2・特別交付金の51万7,000円は、先ほど歳出で申し上げました繰出金の財源となる特別交付金の額を増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第10「第9号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第9号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、主に国保診療所の事業運営に係る特別交付金の増額に伴うもの及びオンライン資格確認システム導入に係る経費の変更についてのものでございます。

それでは、Side Books内の補正予算書の3ページを御覧くださいませ。

令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算書」によるものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の

変更でございます。

5ページを御覧くださいませ。

第2表でございますとおり、医療用機械器具管理事業につきまして債務負担行為を変更するものでございます。これは、オンライン資格確認システムの整備に関しまして、システムの利用開始時期が変更となったことに伴うシステムの使用料の額の変更によるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明申し上げます。

今回は歳入予算のみの補正でございます。

8ページを御覧くださいませ。

款4・繰入金、項1・繰入金、目1・繰入金の1. 一般会計繰入金のマイナス51万7,000円及び同2の特別会計繰入金の51万7,000円は、国保診療所の事業運営に係る特別交付金の増額により、国保特会から繰入金が増額されるため、財源調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第11「第10号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第10号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第9期介護保険事業計画等策定事業に係る業務委託契約の締結による契約額が確定したことに伴う不用額の減額等でございます。

それでは、Side Books内の補正予算書3ページを御覧くださいませ。

令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ66万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,567万6,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の変更でございます。

5ページを御覧くださいませ。

第2表でございますとおり、第9期介護保険事業計画等策定事業について、債務負担行為を変更するものでございます。これは、第9期介護保険事業計画等策定事業に係る業務委託契約の締結により契約額が確定したことから、差額を減額するものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。

9ページを御覧くださいませ。

款1・総務費、項5. 計画作成等委員会費、目1・計画作成等委員会費のマイナス66万円は、第9期介護保険事業計画等策定事業に係る業務委託契約の締結により契約額が確定いたしましたことから、令和4年度の該当部分について不用額を減額するものでございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

8ページを御覧くださいませ。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金、目4・その他一般会計繰入金、節2・事業費繰入金のマイナス66万円は、先ほど歳出で申し上げました不用額の減額に伴いまして、財源となる一般会計繰入金を減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（管野英美子君）

ここで、議場換気のため休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

(午後 1 時57分 休憩)

(午後 2 時10分 再開)

○議長 (管野英美子君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

上浦町長。

○町長 (上浦 登君)

失礼いたします。先ほど私の所信表明の中の 6 ページ、1 点修正をお願いをいたします。6 ページの中ほどなんですけれども、2 番、長年の懸案事項でありますダイオキシン汚染物ということで申し述べましたが訂正をさせていただきます。ダイオキシン類を含む廃棄物の最終処分につきましてはということで、ダイオキシン汚染物ではなくダイオキシン類を含む廃棄物ということで修正をさせていただきます。大変申し訳ございません。修正のほどよろしく願いいたします。

○議長 (管野英美子君)

日程第12「第11号議案 令和5年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長 (川村哲也君)

それでは、第11号議案、令和5年度豊能町一般会計予算の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

S i d e B o o k s 内の予算フォルダの令和5年度予算フォルダの令和5年度予算書フォルダの令和5年度一般会計特別会計予算書ファイルを御参照願います。よろしいでしょうか。

令和5年度の当初予算につきましては、予算編成時に町長選挙を控えていたため、経常的な経費及び投資・臨時的事業のうち、継続的に行っており、年度当初から事業を実施することがやむを得ないもののみを予算措置した骨格予算として編成しております。

す。

それでは一般会計予算の内容について御説明申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を65億6,000万円と定めるものでございます。これは、前年度と比べ3億6,673万3,000円、率にしまして5.3%の減でございます。

予算の款項の区分、金額は、10ページから16ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、債務負担行為でございます。17ページを御覧ください。

「第2表 債務負担行為」のとおり、広報とよの印刷製本事業から町道維持管理事業までの四つの事業につきまして、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

次に、第3条といたしまして地方債でございますが、18ページを御覧ください。

「第3表 地方債」のとおり、1. 地域公共交通基本構想推進事業債から5. 臨時財政対策債まで五つの事業につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

9ページにお戻りください。

第4条といたしまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、第5条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものでございます。

それでは、当初予算の概要につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、事業の内容につきましては、別冊

の当初予算説明資料に掲載しておりますので説明を省略いたします。

予算書の23ページを御覧ください。

款の予算額が前年と比べ増減が大きいものにつきまして、その主な要因を申し上げます。

款1・議会費は1億1,105万2,000円で、対前年度536万2,000円の減でございます。これは、人件費の減が主な要因でございます。

款2・総務費は8億1,078万1,000円で、対前年度2億746万1,000円の減でございます。職員の定年延長に伴い、令和5年度は定年退職に伴う退職手当が発生しないことや、昨年度、今年度ですけれども、豊能町長選挙、参議院議員通常選挙、大阪府知事及び大阪府議会議員選挙に係る予算措置を行っていたことなどが主な要因でございます。

款3・民生費は21億3,481万1,000円で、対前年度3,182万9,000円の増でございます。これは、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金の増や介護保険特別会計への繰出金の増などが主な要因でございます。

款4・衛生費は、9億1,215万2,000円で、対前年度3,804万4,000円の減でございます。これは、猪名川上流広域ごみ処理施設組合への負担金の減や豊能郡環境施設組合への負担金の減などが主な要因でございます。

款6・農林水産業費は1億2,664万5,000円で、対前年度808万6,000円の増でございます。これは、牧地区、高山地区におけるほ場整備事業の増が主な要因でございます。

款8・土木費は4億4,278万4,000円で、対前年度8,371万4,000円の減でございます。これは、骨格予算であることに伴いまして道路整備関係の事業や緑地整備に係る事業、下水道事業特別会計への繰出金などが減となることによるものでございます。

款9・消防費は4億1,064万円で、対前年度1,374万5,000円の減でございます。これは、箕面市への消防事務委託に係る負担金が減となることによるものでございます。

款10・教育費は9億8,068万5,000円で、対前年度4,874万8,000円の減でございます。これは、骨格予算であることに伴い、学校施設や体育施設などに係る整備事業が減となることによるものでございます。

款11・公債費は6億192万3,000円で、対前年度671万円の減でございます。償還が進むにつれまして、利子の対象となる元金が減少することや、令和4年度の借入額が少なかったことによる利子償還額の減少が主な要因でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。21ページを御覧ください。

歳入につきましても、款の予算額が前年度と比べまして増減が大きいものにつきまして、その主な要因を申し上げます。

款1・町税は16億2,508万9,000円で、対前年度776万8,000円の増でございます。これは固定資産税、軽自動車税、たばこ税の増が町民税の減を上回ったことによるものでございます。

款2・地方譲与税から款11・地方特例交付金まで及び款13・交通安全対策特別交付金は、いずれも令和4年度の決算見込額や大阪府の予算額などから算定したものでございます。

次に、款12・地方交付税は27億7,200万円で、対前年度9,400万円の増でございます。これは地方財政計画を参考に、令和4年度の決算見込額から算定し、増を見込んだものでございます。

款14・分担金及び負担金は4,736万9,000円で、対前年度615万円の増でございます。これは、し尿等受入れ負担金の増などによ

るものでございます。

次に22ページを御覧ください。

款15・使用料及び手数料は5,128万1,000円で、対前年度170万8,000円の減でございます。これは公民館や留守家庭児童育成室など各施設の利用料の減によるものでございます。

款16・国庫支出金は5億8,494万2,000円で、対前年度2,668万7,000円の減でございます。これは主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や道路整備関係の事業に係る補助金の減などによるものでございます。

款17・府支出金は4億2,160万3,000円で、対前年度3,294万5,000円の減でございます。これは、参議院議員通常選挙、大阪府知事及び大阪府議会議員選挙に係る執行経費の減などによるものでございます。

款20・繰入金は1億8,324万2,000円で、対前年度4億6,615万4,000円の減でございます。財政調整基金繰入金は対前年度4億3,917万7,000円の減、退職手当基金繰入金は対前年度1,787万6,000円の減などが減少の主な要因でございます。

なお、基金の充当先につきましては別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

款23・町債は2億1,139万円で、対前年度649万円の増でございます。52ページに記載しておりますが、臨時財政対策債、土木債は減となったものの、総務債、農林水産業債、消防債が増となったことが要因でございます。なお、地方債の残高見込額は予算書の152ページに掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

以上、簡単ではございますが、当初予算に係る説明とさせていただきます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（管野英美子君）

日程第13「第12号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

それでは、第12号議案、令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

S i d e B o o k s内の予算書の157ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ26億7,936万円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは内容につきまして、歳出から、主なものについて御説明申し上げます。

予算書は176ページ、後ほど参考に見ただけがいいと思うんですが予算説明資料は207ページとなっております。

予算書の176ページから177ページにございます、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の2.国民健康保険事務事業の493万9,000円は国民健康保険事業運営に係る事務費を、目2・連合会負担金の61万7,000円は大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

次の款1・総務費、項2・徴収費の177万9,000円は、保険料の賦課徴収事務に係る経

費でございます。

178ページから179ページでございます、款2・保険給付費、項1・療養諸費の15億9,900万8,000円は、対前年度比5.9%の減となりますが、被保険者の減少などを勘案し予算計上してございます。

続きまして179ページから180ページでございます、款2・保険給付費、項2・高額療養費の2億1,763万2,000円は、前年度比3.4%の減となり、こちらも被保険者数の減少などを勘案し予算計上してございます。

続きまして183ページから185ページの款3・国民健康保険事業費納付金でございます。これは、大阪府が決定した標準保険料率により本町に割り当てられました額を納付金として大阪府に納めるものでございます。令和5年度は医療給付費分、後期高齢者等分、介護納付金分の合計7億3,331万1,000円で、前年より1,372万4,000円の減額となっております。

続きまして186ページの款5・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費であります。これは、医療保険者に義務づけられております生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用で、3,828万6,000円を計上してございます。

続きまして189ページを御覧くださいませ。

款8・諸支出金、項2・繰出金の788万3,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金で、特別交付金として大阪府より交付される額を繰り出すものでございます。前年度におきましては診療所の電子カルテ更新費用など特別な事情分として交付金を受けたものについて繰り出しがございましたが、新年度はこれに当たるものがないため、前年度から717万7,000円の減額となっております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明申

し上げます。

お戻りをいただきまして、167ページから168ページでございます、款1・国民健康保険料につきまして、5億7,376万3,000円を計上してございます。

本町の保険料率につきましては、大阪府の定めます標準保険料率から独自の激変緩和措置により引下げを行っておりますが、コロナ禍による受診控えの反動や加入者の年齢構成の変化による1人当たりの医療費の伸びなどが保険料に影響しております、1人当たりの保険料額としては約8,236円の増額となる見込みでございます。なお、本町独自の激変緩和措置につきましては令和5年度が最終年度となり、令和6年度からは大阪府統一の保険料率となる予定でございます。

171ページの款5・府支出金、項1・府補助金、目2・保険給付費等交付金の18億8,124万8,000円でございますが、保険給付費等に対するの交付金でございます。被保険者数の減少などにより保険給付費の総額としては大きく減少しているため、前年度より1億1,209万5,000円の減となっております。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第14「第13号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第13号議案、令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

S i d e B o o k s内の予算書の199ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,830万7,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものにつきまして御説明申し上げます。

予算書は211ページ、後ほど御覧いただきたいと思いますが、予算説明資料は209ページになります。

予算書の211ページから212ページにございます、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の2. 診療所管理運営事業の631万8,000円は診療所の運営管理に要する経費でございます。前年度から大きく減額してございますが、これは令和4年度に実施した館内の手すりや点字ブロックの増設工事によるもの、また、内科診療のうち週1回について、市立池田病院から医師の派遣が終了することから、派遣に係る報償費が不要になったことが主な原因となっております。なお、医師の派遣終了後につきましては、医師1名を会計年度任用職員として直接雇用する予定でございます。

次に213ページから214ページにございます、款2・医業費の2,151万6,000円は、診療に要する各種検査の歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用コンピュータのシステム保守等の経費でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入の説明を申し上げます。

お戻りいただきまして、207ページを御覧ください。

款1・診療収入、項1・外来収入の予算

でございますが、3,578万7,000円で、令和4年度より約6.6%の増額としてございます。これは、コロナ禍による受診控えが回復傾向にあることから、令和4年度の決算見込みを参考に、収入の増額を見込んだものでございます。

なお、令和5年度は歯科の土曜日診療を月1回から月2回に増やす予定を検討してございます。

次に209ページを御覧くださいませ。

款4・繰入金、項1・繰入金の4,666万5,000円は、外来収入の増額を見込んでいることから、財源調整として相当額を減額してございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第15「第14号議案 令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第14号議案、令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

S i d e B o o k s内の予算書の225ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,794万円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして、歳出のほうから御説明申し上げます。

予算書の237ページ、後ほど予算説明資料を御覧いただきたいと思いますが、210ページを御覧くださいませ。

予算書の237ページから238ページにございます、款1・総務費でございますが、医

療に係る事務と保険料徴収事務に係る事務経費でございます。

次に、238ページの款2・後期高齢者医療広域連合納付金の6億3,703万3,000円は、保険料徴収分等を広域連合に納付する負担金でございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

お戻りいただきまして、233ページを御覧くださいませ。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせまして5億6,580万1,000円の収入を見込んでございます。

234ページを御覧くださいませ。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・保険基盤安定繰入金は、政令軽減分である保険基盤安定繰入金として7,123万1,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第16「第15号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

それでは、第15号議案、令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

S i d e B o o k s 内予算書の243ページを御覧くださいませ。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億6,293万1,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借

入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

また、第3条につきましては、地方自治法第220条の第2項のただし書の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から、主なものを御説明申し上げます。

予算書は261ページ、後ほど御覧いただきたいと思いますが、予算説明資料につきましては211ページを御覧願います。

予算書の261ページから262ページにございます、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の2. 介護保険事務事業88万1,000円は、事業運営に係る事務経費でございます。

263ページを御覧願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調査等費の1,227万5,000円は、主治医意見書作成の手数料や、要介護認定調査の業務委託料等に係る経費でございます。

また、目2・介護認定審査会共同設置負担金の1,590万円につきましては、池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります介護認定審査会の負担金でございます。

続きまして、264ページから265ページにございます、項5・計画作成等委員会費、目1・計画作成等委員会費の147万7,000円は、第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関して実施するアンケート調査等及び介護保険運営委員会の開催に係る費用でございます。

265ページから271ページにございます、款2・保険給付費でございますが、合計額が起債されております252ページを御覧ください。

252ページに記載の款2・保険給付費の23億4,132万9,000円は、令和3年度から令和

5年度までの第8期介護保険事業計画における推計値に基づきまして、前年度比4.9%増額で計上してございます。

次に、272ページから278ページにございます、款4・地域支援事業費につきましても、合計額が起債されております252ページを再度御覧くださいませ。

款4・地域支援事業費の1億5,022万7,000円は、介護予防日常生活支援総合事業や自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。0.5%減の費用を計上してございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

253ページを御覧くださいませ。

款1・保険料の第1号被保険者保険料でございますが、歳出で申しあげました保険給付費及び地域支援事業費に対する第1号被保険者負担分に滞納分を含めまして6億3,143万8,000円を計上してございます。

次に、254ページを御覧くださいませ。

款3・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費国庫負担金の現年度分につきまして、歳出で申しあげました、保険給付費に対する国の負担分といたしまして4億6,826万5,000円を計上してございます。

254ページから255ページにございます、項2・国庫補助金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための調整交付金や、歳出で申しあげました地域支援事業費に対する国の負担分、また指標に沿った評価に基づく交付金を含めまして6,832万5,000円を計上してございます。

255ページから256ページにございます、款4・支払基金交付金、256ページから257ページにございます、款5・府支出金、款6・繰入金、項1・一般会計繰入金の目1・介護給付費繰入金から、目3・包括的

支援事業等費繰入金につきましては、介護給付費に関する負担金、交付金、繰入金は、歳出で申しあげました保険給付費のそれぞれの負担割合に応じまして、また、地域支援事業に関する交付金、繰入金は、こちらも同様に歳出で申しあげました地域支援事業費のそれぞれの負担割合により算出してございますので、前年度からの増減は、介護給付費、地域支援事業費、それぞれの伸び率に応じたものとなっております。

目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として6,045万1,000円を、258ページの目5・低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者への保険料軽減措置に係る2,282万2,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第17「第16号議案 令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第16号議案、令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件につきまして御説明いたします。

Side Books内の予算書の291ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億279万2,000円と定めるものでございます。

第1条の2として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、292ページ及び293ページの「第1表 歳入歳出予算書」のとおりとなっております。

続きまして第2条、債務負担行為でございますが、295ページの「第2表 債務負担

行為」によるもので、事項、期間、限度額をそれぞれ定めております。

第3条では地方債についてですが、こちらについては296ページの「第3表 地方債」によるもので、起債の目的、限度額、利率、償還方法等を定めております。

第4条では、一時借入金として地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定めております。

第5条、歳入歳出の流用については、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用を定めるものでございます。

それでは、歳出より詳しく御説明いたします。

予算書の307ページをお開きください。併せて、当初予算書説明資料は216ページになります。

まず、款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費でございますが、下水道事業の運営に係る経費を計上しており、前年度と比べ161万2,000円の減となっております。この主な要因は、消費税の減によるものでございます。

308ページをお開きください。

目2・下水道維持管理費でございますが、下水道施設の適切な維持管理に係る経費を計上しており、前年度と比べ2,562万8,000円の増となっております。この主な要因は、流域下水道負担金の増によるものでございます。

続いて309ページをお開きください。

項2・下水道整備費、目1・下水道整備費でございますが、下水道施設の建設等に係る経費を計上しており、前年度と比べ720万9,000円の増でございます。この主な要因は、骨格予算のため投資的経費を組んでい

ない一方で、令和3年度からの地方公営企業法適用準備業務、それから流域下水道事業負担金が増となったためでございます。

続いて310ページをお開きください。項3・浄化槽管理費でございますが、町管理の合併浄化槽の適切な維持管理に係る経費を計上しており、前年度と比べ145万8,000円の減となっております。この主な要因は、修繕料の減によるものでございます。

311ページをお開きください。

項4・浄化槽整備費でございます。新たな浄化槽の設置は見込んでおりませんので、金額的には前年度と同額となっております。

次、312ページをお開きください。

款2・公債費、目1・下水道公債費でございます。1の元金と2の利子の合計額は前年度に比べ1,715万6,000円の増となっております。増となった要因は、一括での償還分によるものでございます。

同じく項2・浄化槽公債費でございますが、元金と利子の合計は513万6,000円ということで、前年度と同額でございます。

続きまして313ページ、予備費です。前年度と同様に100万円を計上しております。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。

301ページにお戻りください。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・下水道使用料、それから同じく目2・浄化槽使用料につきましては、人口の減少による減を見込んでおります。

302ページをお開きください。

款5・財産収入は、下水道建設基金等の運用収入でございます。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金は、雨水対策や浄化槽管理等に係る一般会計からの繰入金でございます。

次、303ページをお開きください。

項2・基金繰入金、目1・下水道建設基

金繰入金でございますが、前年度に比べ2,088万2,000円の減となっております。減の要因といたしましては、骨格予算のみであり、投資的費用を計上していないことから、基金を充てる額が減となったためでございます。

続いて305ページをお開きください。

款9・町債のほうですが、前年度に比べ7,180万円の増でございます。これは、公営企業会計適用債の増と、資本費平準化債の借入れによるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（管野英美子君）

提案理由の説明は以上で終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

（午後2時55分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2号議案から第16号議案までに対する総括質疑を行います。

質疑内容はそれぞれ各常任委員会及び予算特別委員会に付託いたしますので、大綱のみお願いいたします。

なお、御承知ではございますが、質疑は議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。また、議題に関係のないことを聞くことができない、このように規定されておりますので、その点、十分御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

初めに、第2号議案から第10号議案の9件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

次に、第11号議案から第16号議案までの6件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第11号議案から第16号議案までは、6名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、また第2号議案から第10号議案までは、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。

よって、第2号議案から第16号議案までは、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により予算特別委員会委員に池田忠史議員、才脇明美議員、吉田正子議員、中川敦司議員、秋元美智子議員、高尾靖子議員、以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を、予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会委員の互選により、委員長に才脇明美議員、副委員長に秋元美智子議員が選出されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、3月20日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後3時12分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

町長の所信表明

第2号議案 豊能町個人情報保護条例全部改正の件

第3号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件

第4号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件

第5号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件

第6号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第7号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件

第8号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件

第9号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件

第10号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件

第11号議案 令和5年度豊能町一般会計予算の件

第12号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件

第13号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件

第14号議案 令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件

第15号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件

第16号議案 令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 7番